

議案第 25 号

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 27 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年日出町条例第 22 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項から第 4 項までの規定中「令和 2 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3
月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

放課後児童クラブの専用区画面積及び放課後児童支援員の基準を適用しない
とする経過措置を延長したいので提出する。